

令和4年1月27日

関係者 各位

静岡県バスケットボール協会
U12静岡地区長 佐藤 武久

「まん延防止等特別重点措置」下における

U12静岡地区のバスケットボール活動について

日頃より当地区の活動にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

令和4年1月18日付、静岡県バスケットボール協会では「新型コロナ禍におけるバスケットボール活動について」と題して、1月末まで県協会主催の大会や育成事業を中止、または延期の決定をいたしました。それ以降の感染状況も、今まで経験したことのないようなスピードで感染拡大が広がっています。

このような状況の中、令和4年1月27日に、静岡県全域に政府より「まん延防止等特別重点措置」が適用されました。

U12静岡地区としては、10代の感染拡大が広がっているなかミニバスから感染者を出さないこと、室内での身体接触を伴うスポーツであり感染拡大が広がりやすいことなどを鑑みて、令和4年1月末まで練習を含む全ての活動を中止と決定していましたが、静岡県全域に「まん延防止等特別重点措置」が適用されたことを受けて、適用期間の令和4年2月20日まで延長することを役員協議の上決定させていただきました。

活動中止期間については「まん延防止等特別重点措置」適用期間としていますが「第5波までと異なり、室内での部活動などが感染拡大の大きな要因になっている。最高度の厳重な対策を取ってほしい」と県知事が強調している通り、容易に活動の再開はできないと思います。適用期間中であっても、新型コロナウイルスの感染者が明らかに減少するか、感染者の人数が落ち着いてくるようでしたら、役員で協議した上で練習再開の時期を判断したいと考えています。

現在、U12静岡地区では、活動の中止期間となっていますが、新型コロナウイルスの感染は日常生活でも感染しますので、人と接する時は不織布マスクの着用徹底など、今一度感染対策の重要性を認識していただき、各家庭でも十分感染対策をお取りいただき生活していただきますようお願い申し上げます。

皆様には、ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力の程よろしく願いいたします。